

## 2. 景観形成重点地区〈個別指針区域〉における景観形成指針

景観形成重点地区を個別指針区域とし、地区ごとにその景観的特徴を踏まえ、建築物などの位置、高さ、形態・意匠、色彩、素材、敷地の緑化などに係る行為の制限を定めます。

### (1) 四日市門前地区

#### 【誘導の視点と指針の対象】

大屋根の瓦が背後の山並みと空に映える東本願寺・西本願寺四日市別院とその門前に軒を連ねる歴史的、伝統的な景観特性を受け継ぎ、四日市地区まちづくりの取り組みを継承しながら、落ち着いた和の意匠を基調とした、時代の蓄積が感じられる都市空間の創出を目指す。

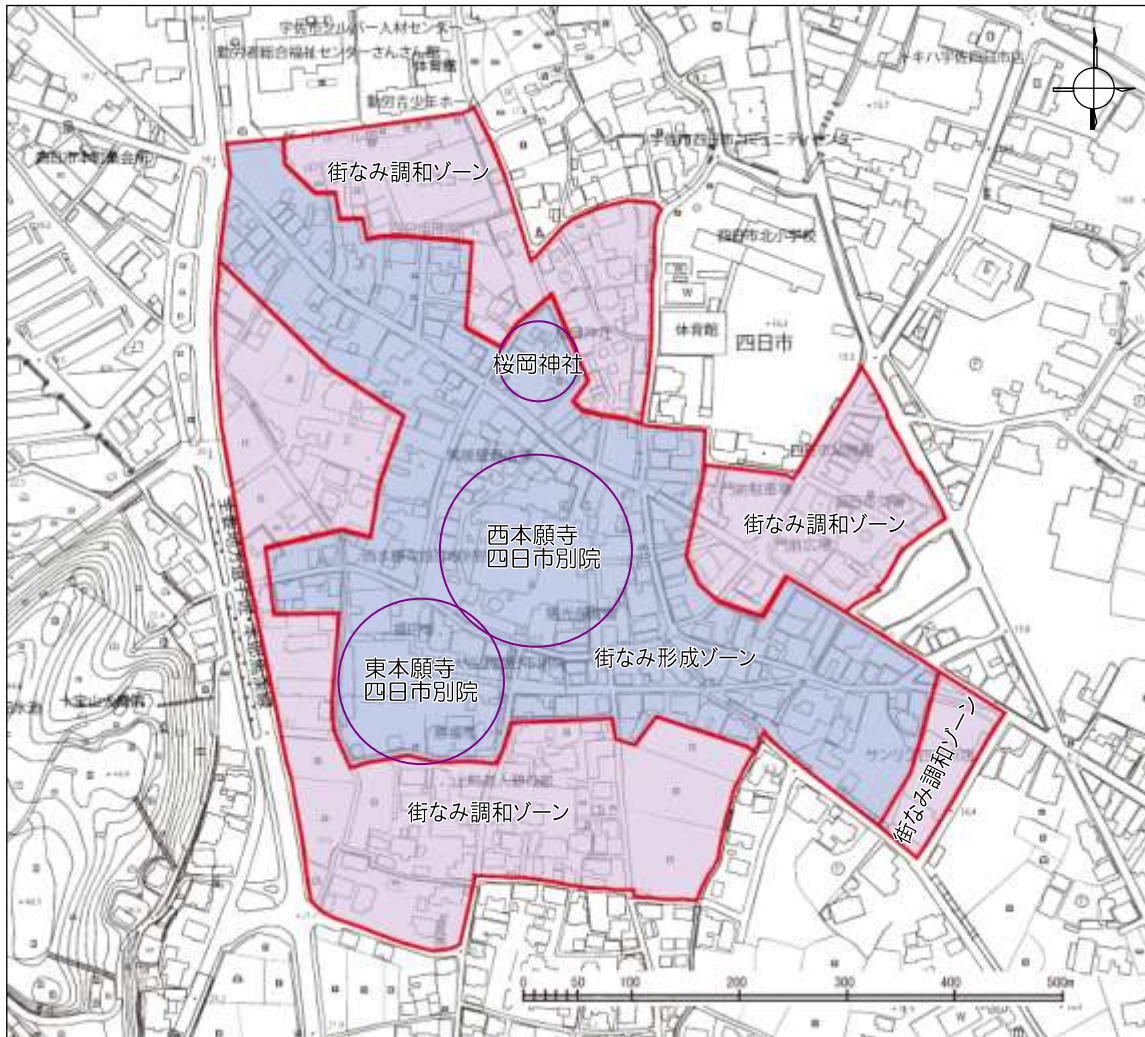
#### 【街なみ形成ゾーン】

四日市地区まちづくり協定の「伝統的な街なみ保全整備ゾーン」と「歴史的な街なみ修景ゾーン」については、四日市別院等の歴史文化資源とともに、地域の伝統的・歴史的な街並みを形成するゾーンとして位置づける。

#### 【街なみ調和ゾーン】

四日市地区まちづくり協定の「景観形成ゾーン」と「新しい街なみ創造ゾーン」については、歴史文化資源やその周辺の街並みと調和しつつ、四日市門前の雰囲気配慮しつつ、宇佐市中心市街地の玄関口にふさわしい街並みを創造するゾーンとして位置づける。

#### 【形成誘導区域】



【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

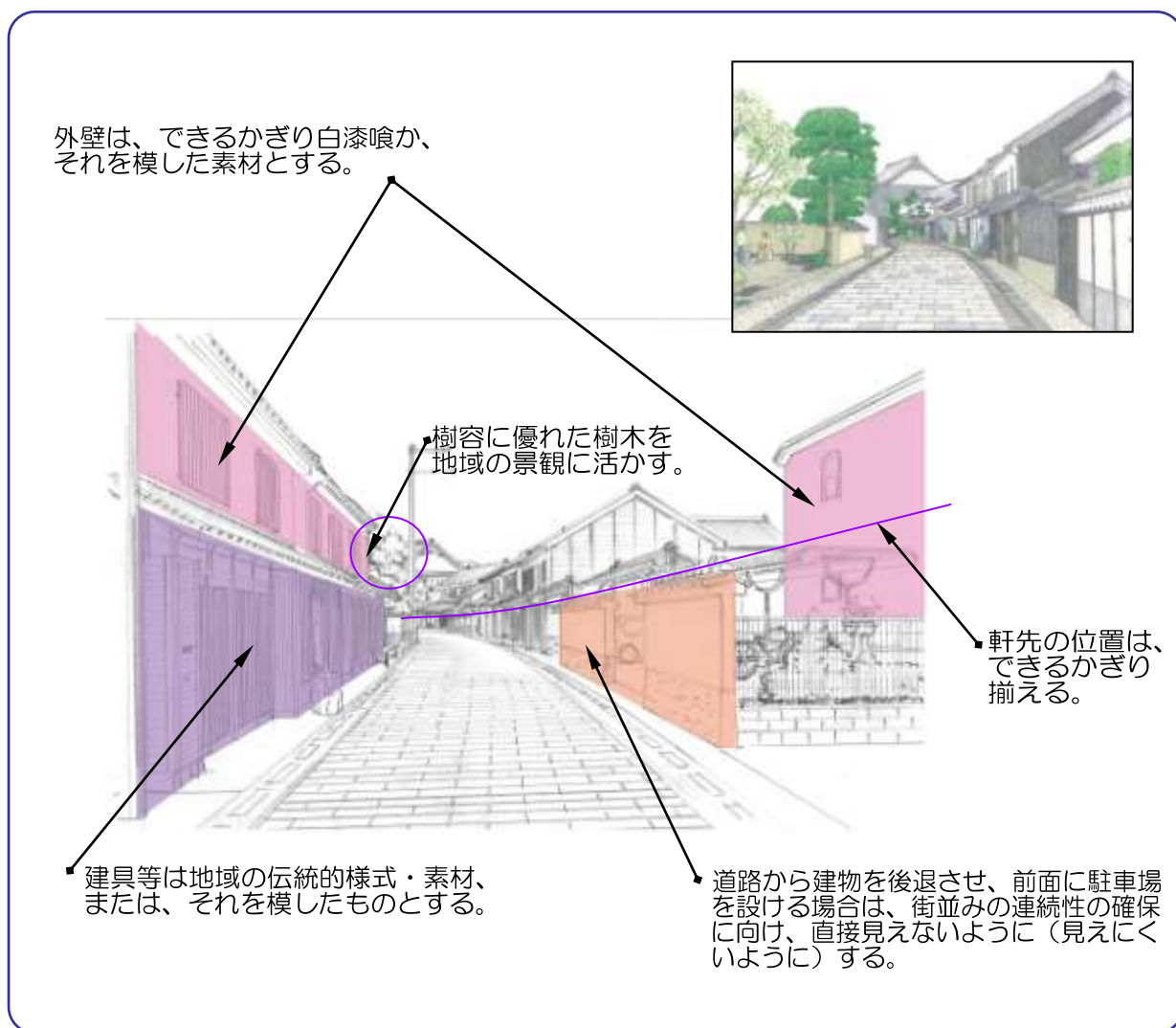
項目	指針の内容	
	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	○通りに面する建築物の壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃えることを原則とする。やむを得ず後退させる場合は、門扉等により街並みの連続性を損なわないようにする。	
高さ	○低層戸建てを原則とし、東西別院を中心とする瓦の風景を著しく阻害する構造及び高さは避ける。	○東本願寺・西本願寺四日市別院の本堂より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮する。
形態・意匠	○地域の伝統的様式を原則とする。 ○勾配屋根を原則とし、歴史的環境、瓦の風景を損なわないものとする。 ○屋根勾配及び軒高は、周囲の建築物と調和するように配慮する。	○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○2階建て以下の建築物については、木造和風を原則とする。 ○屋根は極力勾配屋根とし、周囲の建築物と調和するように配慮する。
色彩	○周囲の街並み環境との調和に配慮し、著しく阻害する色彩は避ける。 ○外壁の色は、赤、黄色、青、緑などの原色は避け、歴史的環境と調和する色彩（色相、明度、彩度）とする。 ○屋根及び庇は、灰黒色、ねずみ色系の瓦葺きを原則とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。	
素材	○壁面及び窓等は、伝統的様式を基本とし材質感のあるものを用いる。やむを得ず他の材質を用いる場合は、街並みの連続性を損なわないように配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合は、必要最低限とする。	○金属板やガラス等の光沢性のある素材が、原則として大きな面積に用いない。やむを得ない場合は、周辺環境との調和に配慮する。
設備・付帯施設	○歴史的環境、瓦の風景を著しく阻害する建築設備の設定は避ける。 ○空調機等の建築設備は、通りから見えないように設置する。やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し歴史的環境を阻害しないようにする。	○通りから見えないように設置する。やむを得ない場合は、街並みを阻害しないように設置する。
敷地の緑化	○敷地内は、建築物等の圧迫感を和らげるよう、できる限り緑化に努める。 ○樹姿の優れた樹木がある場合は、積極的に修景に活かすよう配慮する。	
門扉・柵、塀	○原則として通り沿いには生垣を設置しない。但し、街並み環境を損なわず、うるおいや魅力を高める場合は、この限りではない。	

【工作物等の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容
配置・規模	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○麓の風景との調和に配慮し、主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

【開発行為等】

項目	指針の内容
土石の採取 又は鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画 形質の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における 土石、廃棄物等の 物件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。 やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。





## (2) 宇佐勅使街道地区

### 【誘導の視点と指針の対象】

宇佐神宮と周囲を覆う森が醸し出す厳かな雰囲気、およびこの地域に集積する神仏習合の歴史遺産と継承されてきた伝統を活かすため、勅使街道を軸とした周辺エリア一帯に、歴史と緑が調和した景観形成を図ることを目指す。

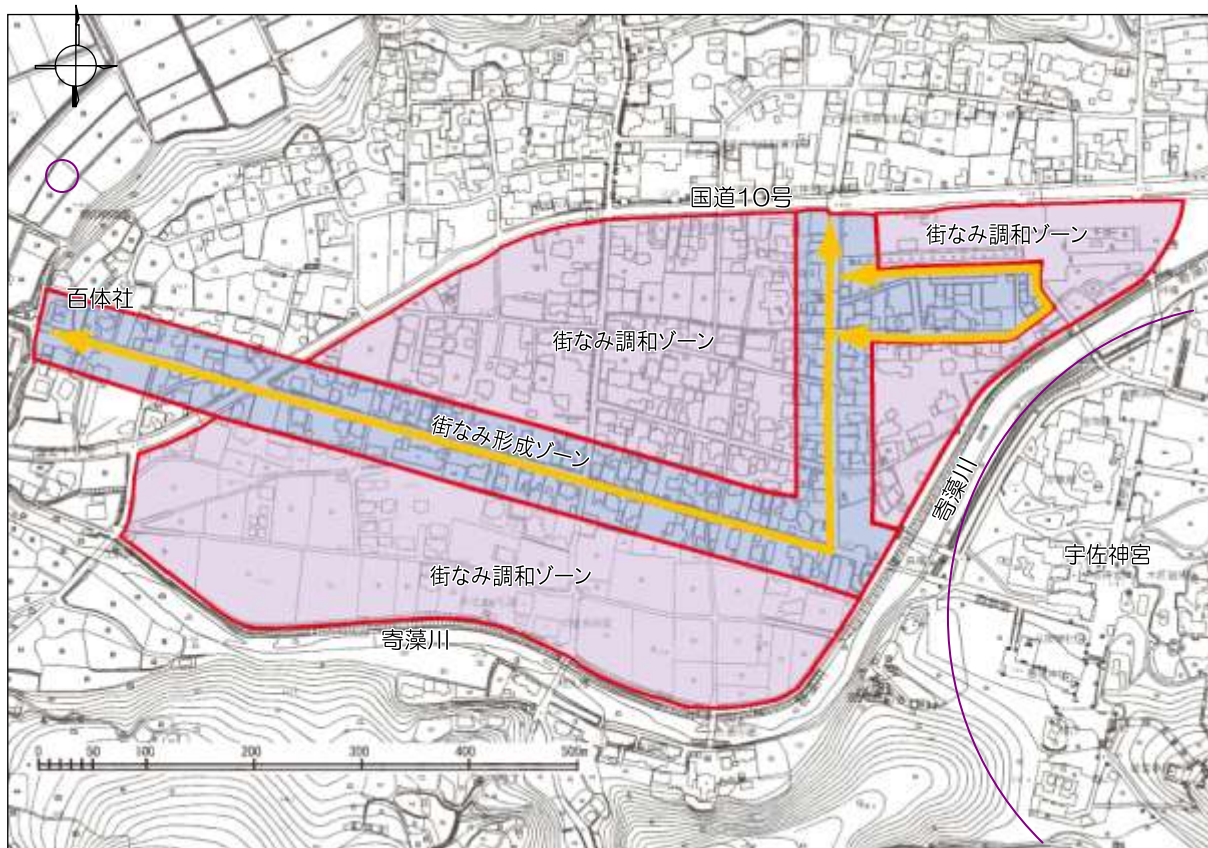
#### 【街なみ形成ゾーン】

勅使街道沿道（特定道路）の道路端から30mの沿道については、宇佐神宮に関連する街道筋の伝統的・歴史的な街並みを形成するゾーンとして位置づける。

#### 【街なみ調和ゾーン】

特定道路の沿道（道路端から30m）を除く神宮周辺の市街地については、歴史・文化資源やその周辺の街並みと調和させるゾーンとして位置づける。

### 【形成誘導区域】



### 【世界遺産登録への対応】

宇佐神宮とその周辺部については、現在取り組んでいる世界遺産登録において、その構成資産となることから、今後、その進捗状況等を見極めながら、景観形成重点地区の指定を検討します。



## 【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

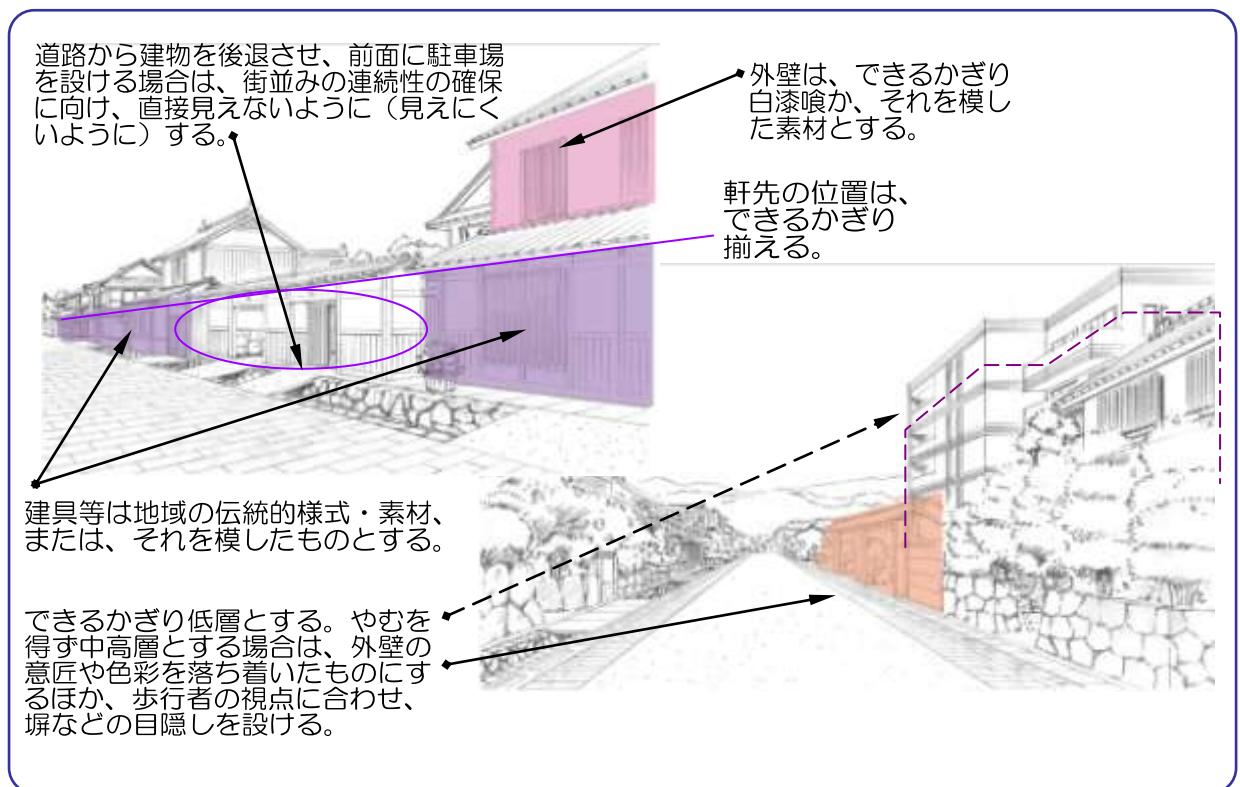
項目	指針の内容	
	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の建築物と配置の連続性に努めるなど、街並みの調和に配慮する。</li> <li>○周囲の建築物に対して圧迫感を与えないように配慮する。</li> <li>○道路に面する部分については、できるだけ建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。</li> <li>○建築物等が道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生垣等を施し、街並みの連続性の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の建築物と配置の連続性に努めるなど、街並みの調和に配慮する。</li> <li>○周囲の建築物に対して圧迫感を与えないように配慮する。</li> <li>○道路に面する部分については、できるだけ建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。</li> <li>○建築物等が道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生垣等を施し、街並みの連続性の確保に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低層戸建てを原則とし、宇佐神宮と周囲の森や御許山の稜線を阻害する構造及び高さは避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宇佐神宮門前のイメージにそぐわない高さは避け、宇佐神宮と周囲の森や背後の山並みに配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の街並みや御許山など背後の自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。</li> <li>○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。</li> <li>○周辺建築物と屋根の形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。</li> </ul>	
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。</li> <li>○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。</li> <li>○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。</li> <li>○地域の伝統的な様式に配慮した素材の活用に努める。</li> </ul>	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。</li> <li>○駐車場、自転車置き場、倉庫、ボイラー室、電気温水器等は、道路等から直接見えない位置に配置するよう工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設ける。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内には適度な緑の確保に努める。</li> <li>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。</li> <li>○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。</li> </ul>	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。</li> <li>○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。</li> </ul>	

【工作物等の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容
配置・規模	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○宇佐神宮と周囲の森や御許山の稜線を阻害する構造及び高さは避ける。 ○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

【開発行為等】

項目	指針の内容
土石の採取又は鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画形質の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における土石、廃棄物等の物件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。 やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。





### (3) 下毛・折敷田地区

#### 【誘導の視点と指針の対象】

周囲を山々に囲まれた盆地特有の風景と鍔絵の文化を継承するまちの雰囲気を守り、地域文化の調和する暮らしを感じさせる景観形成を図ることを目指す。

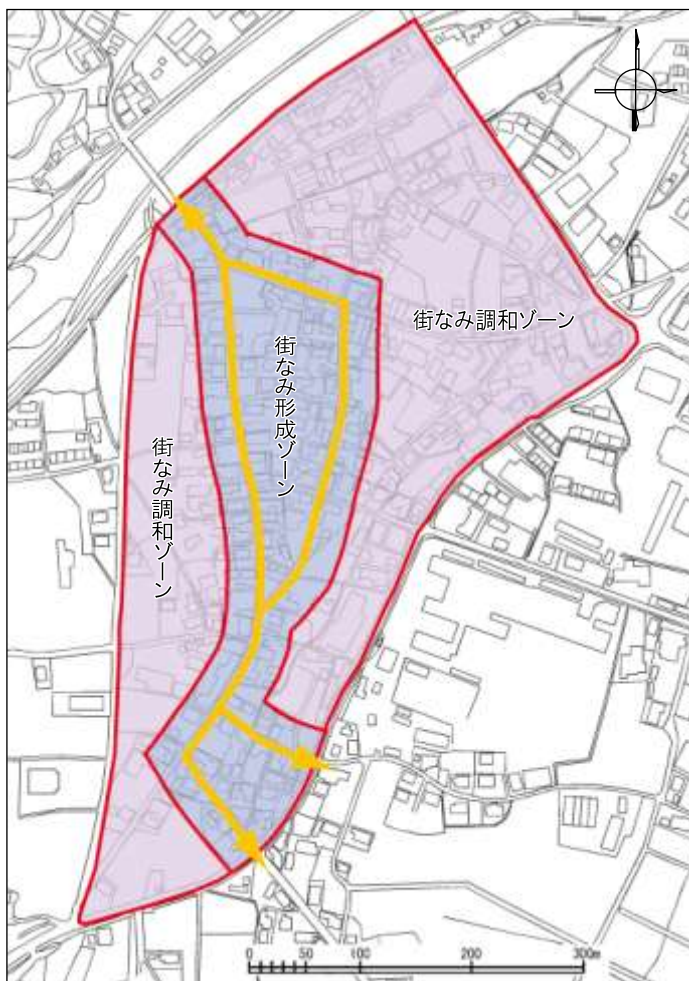
#### 【街なみ形成ゾーン】

鍔絵が集積する特定道路の道路端から30mの沿道においては、鍔絵とともに地域特有の街並みを形成するゾーンとして位置づける。

#### 【街なみ調和ゾーン】

その他の区域については、昔からの町割りが残る集落内の雰囲気を生かした街並みを維持するゾーンとして位置づける。

#### 【形成誘導区域】



## 【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容	
	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の建築物と配置の連続性に努めるなど、街並みの調和に配慮する。</li> <li>○周囲の建築物や道路等の空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○道路に面する部分については、できる限り建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。やむを得ず外壁位置が揃わない場合は、隣接する建築物と調和した塀を施し、街並みの連続性の確保に努める。</li> </ul>	
高さ	○盆地の周囲の山並みや緑を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。</li> <li>○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。</li> <li>○周辺建築物の屋根と形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。</li> </ul>	
	○勾配屋根を原則とし、鏝絵の街並みの風景を損なわないものとする。	○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。</li> </ul>	
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。</li> <li>○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。</li> <li>○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。</li> </ul>	
	○外壁には鏝絵が馴染む漆喰やそれを模した素材の活用に努める。	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。</li> <li>○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。</li> <li>○駐車場、自転車置き場、倉庫、ボイラー室、電気温水器等は、できる限り直接目立たない位置に配置するよう工夫する。</li> </ul>	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内には適度な緑の確保に努める。</li> <li>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。</li> <li>○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。</li> </ul>	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。</li> <li>○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。</li> </ul>	

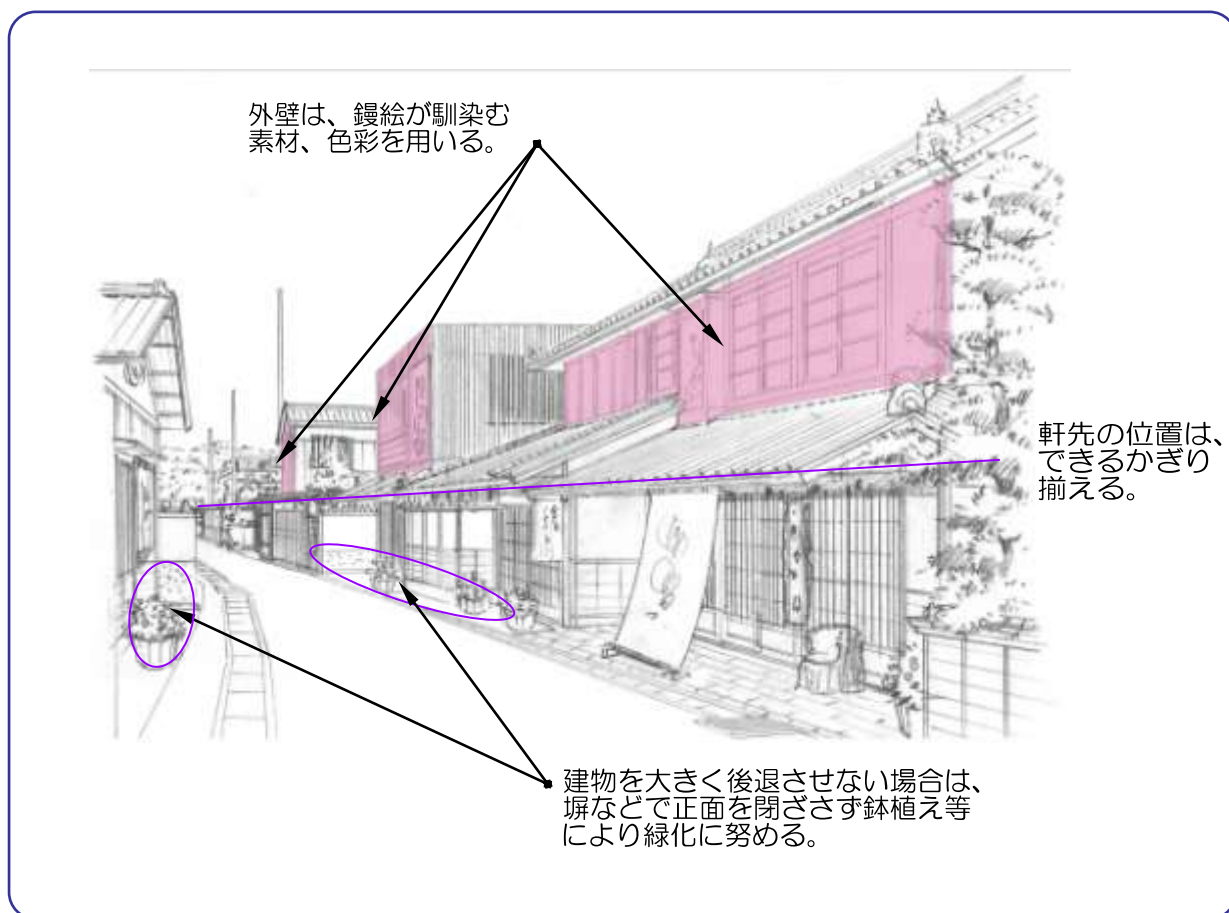
## 【工作物等の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。</li> <li>○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。</li> <li>○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○盆地の周囲の山並みや緑を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。</li> <li>○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。</li> </ul>
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。</li> <li>○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内には適度な緑の確保に努める。</li> <li>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。</li> </ul>



【開発行為等】

項目	指針の内容
土石の採取又は 鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画形質 の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における土 石、廃棄物等の物 件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。 やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。



#### (4) 善光寺地区

##### 【誘導の視点と指針の対象】

善光寺門前の雰囲気を守り、また、宇佐神宮に続く街道筋の往年の面影を活かし、地域特有の暮らしが醸す落ち着いた景観の形成を図ることを目指す。

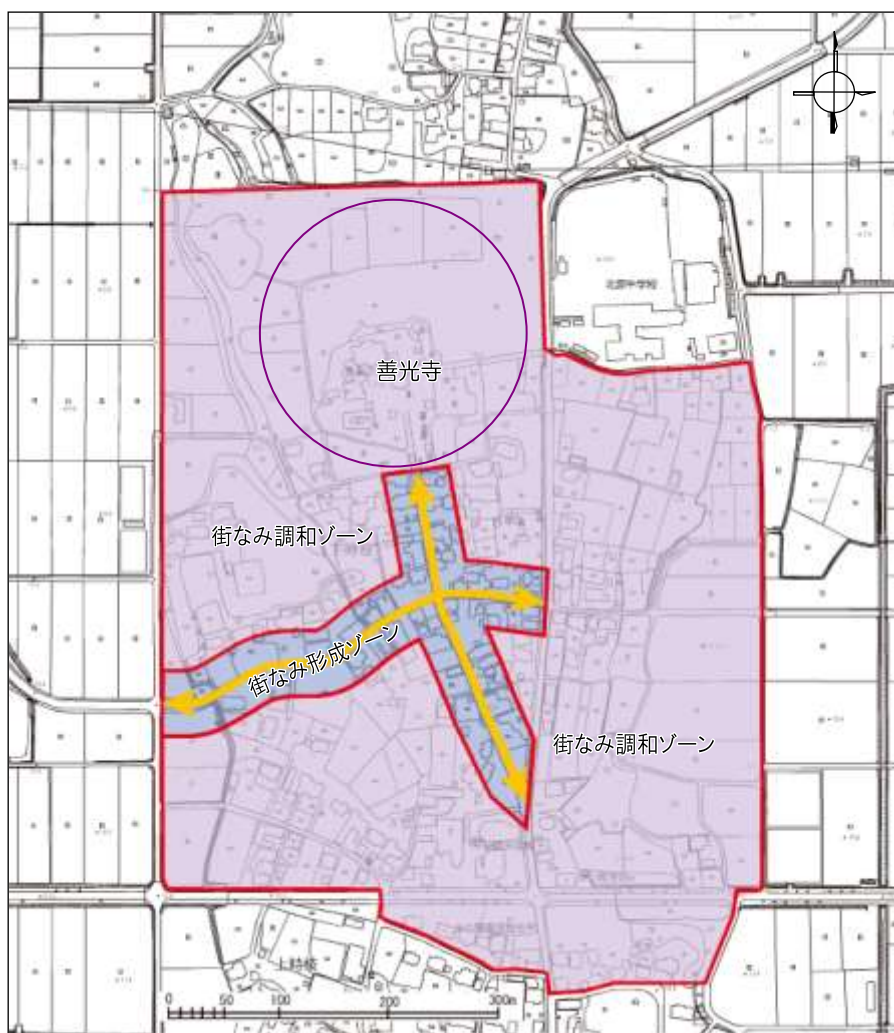
##### 【街なみ形成ゾーン】

下時枝今津停車場線、芝原善光寺参道（特定道路）の道路端から30mの沿道においては、人々が芝原善光寺や宇佐神宮参拝に往来した当時の面影を活かし、街道筋の街並みを形成するゾーンとして位置づける。

##### 【街なみ調和ゾーン】

その他の区域（下時枝今津停車場線、善光寺参道から30mの沿道以外）については、芝原善光寺と調和した旧集落の雰囲気を活かし、落ち着いた街並みを維持するゾーンとして位置づける。

##### 【形成誘導区域】



## 【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容	
	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲の建築物と配置の連続性に努めるなど、街並みの調和に配慮する。</li> <li>○周囲の建築物や道路等の空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路に面する部分については、できる限り建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。やむを得ず外壁位置が揃わない場合は、隣接する建築物と調和した塀を施し、街並みの連続性の確保に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広々とした田園と開けた空で構成された風景を建物の高さが阻害しないよう配慮する。</li> <li>○宇佐平野の背後に連なる山並みの稜線など遠景を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに配慮する。</li> <li>○善光寺本堂の大屋根に配慮した高さに努める。</li> </ul>	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。</li> <li>○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。</li> <li>○周辺建築物の屋根と形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。</li> </ul>	
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。</li> <li>○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。</li> <li>○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。</li> </ul>	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。</li> <li>○駐車場、自転車置き場、倉庫、ボイラー室、電気温水器等は、道路等から直接見えない位置に配置するよう工夫する。</li> <li>○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、目立たない位置に設ける。やむを得ない場合は、格子やルーバーで覆うなど修景措置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場、自転車置き場、倉庫、ボイラー室、電気温水器等は、道路等からできるだけ直接見えない位置に配置するよう工夫する。</li> <li>○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設ける。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内には適度な緑の確保に努める。</li> <li>○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。</li> <li>○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。</li> </ul>	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。</li> <li>○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。</li> </ul>	

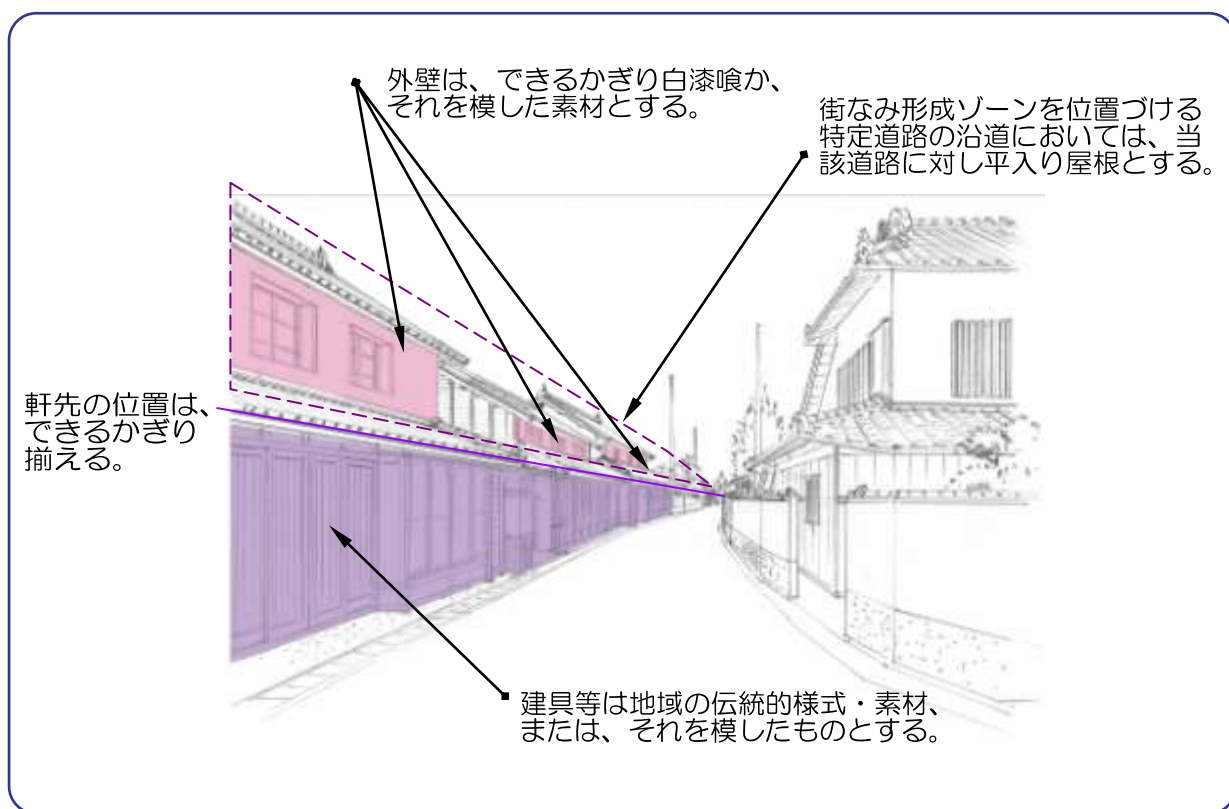


【工作物等の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容
配置・規模	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

【開発行為等】

項目	指針の内容
土石の採取又は鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画形質の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における土石、廃棄物等の物件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。 やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。



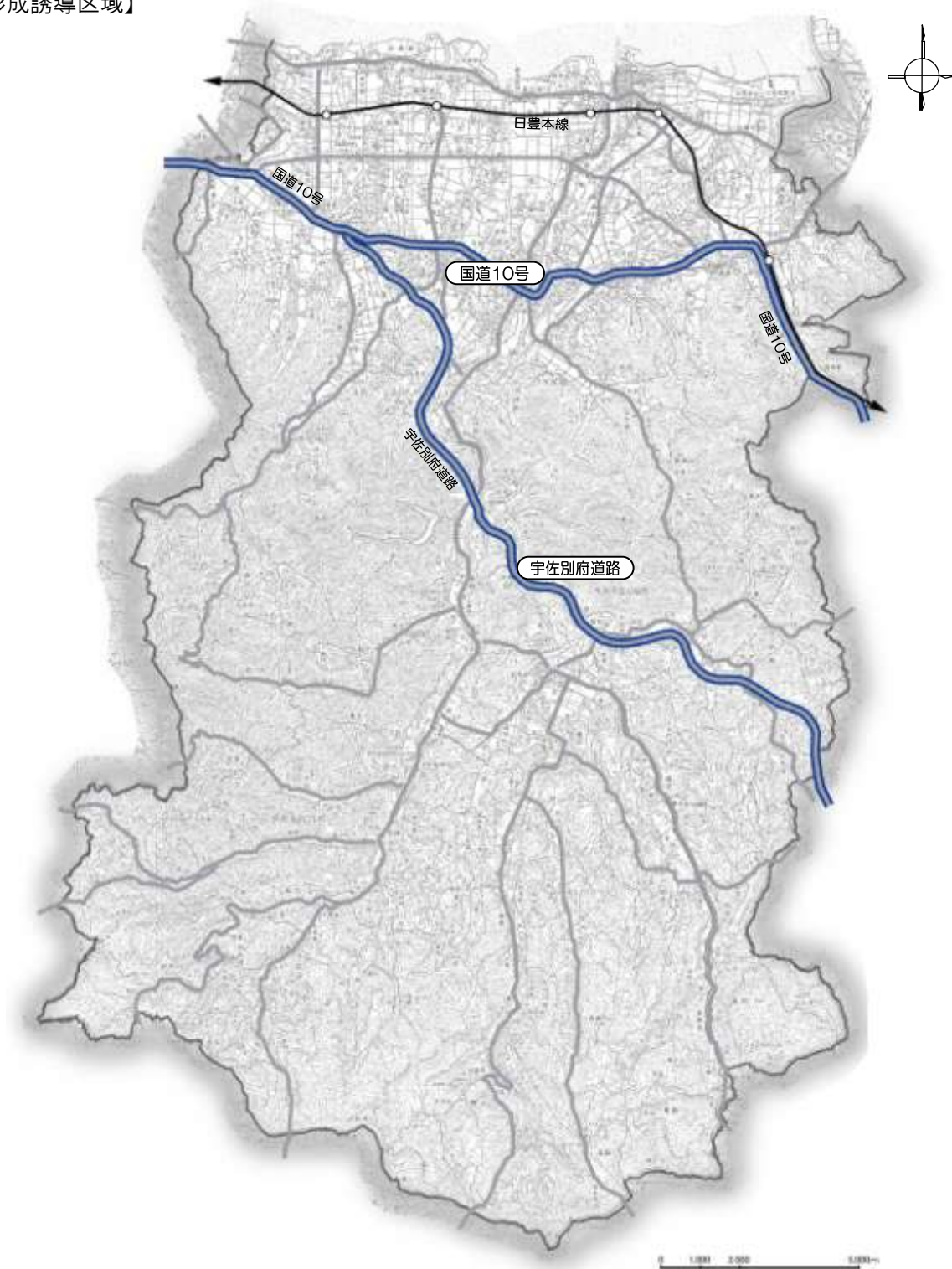
## (5) 特別沿道地区

### 【誘導の視点と指針の対象】

車や歩行者などの移動する視点からみた沿道の景観が、その背後の景観と調和するよう、幹線道路の沿道に対し、適正な景観形成誘導を図ります。

特にこれまで沿道環境美化地区に指定されてきた宇佐別府道路の道路区域から20m、並びに国道10号の道路端から20mの範囲の沿道の土地を街並み調和ゾーンに位置づけます（※宇佐勅使街道地区との重複区域は除きます。）。

### 【形成誘導区域】



## 【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容 [街並み調和ゾーン]
配置	○都市部の区間では、街並みとの調和や連続性に配慮した配置とし、道路空間に対しても圧迫感を与えないよう配慮する。 ○山間部や田園集落地内の区間の沿道においては、道路境界線からできる限り離れた位置に建てるなど、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮する。
高さ	○都市部の区間では、広々とした田園や盆地、谷間などの地形と開けた空で構成された宇佐市の風景を建物の高さが阻害しないよう配慮する。 ○山間部や田園集落地内の区間では、広々とした空と一体となった田園や山並みの稜線を建物の高さが阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。
形態・意匠	○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインを原則とする。
色彩	○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。ただし、太陽電池モジュールなどの環境に配慮した機器・機材を設置する場合は、この限りではない。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。
素材	○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。
設備・付帯施設	○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、ボイラー室、電気温水器等は、できる限り目立たない位置に配置する。
敷地の緑化	○都市部の区間の沿道では、玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 ○田園集落地内の区間では、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○山間部の区間において植栽を行う場合は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。
門扉、柵、塀	○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。

## 【工作物等の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容 [街並み調和ゾーン]
配置・規模	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○道路からの景観（沿道景観）と道路空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○周辺と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。



## 【開発行為等】

項目	指針の内容〔街並み調和ゾーン〕
土石の採取又は 鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画形質 の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における土 石、廃棄物等の物 件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。 やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。